

## 所得税の確定申告

### 【各会場共通の注意事項】

※申告相談の受け付けは、混雑状況により早めに締め切る場合があります。  
※各会場で納税はできません。お近くの金融機関等をご利用ください。

### ■ 三田会場での受付・相談

確定申告全般	日程	相談受付時間	会場
	2月20日(木)～28日(金) ※土・日曜、祝日除く	9時30分～15時30分	郷の音ホール(総合文化センター) ※上記会場への問い合わせは、 ご遠慮ください。

### 【注意事項】

できる限り公共交通機関でご来場ください。車で来場する人は、郷の音ホール駐車場をご利用ください(23時～翌8時は入庫不可、近隣駐車場には駐車しないでください)。

※確定申告用紙は、2月3日から市役所本庁舎2階 税務課前で配布します。  
※昨年より2日短縮の6日間となり、大変な混雑が予想され、長時間お待ちいただく場合があります。便利になったe-Taxをぜひご利用ください。  
還付申告書は2月14日以前でも提出できます。早めに作成し、郵送またはe-Taxで税務署に提出してください。(申告書控に受付印が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封して、兵庫税務署に郵送してください。)

イータックス

### e-Tax が便利!

### 24時間いつでも、インターネットで申告ができます

- 添付書類の提出が省略でき、還付もスピーディーに!  
源泉徴収票等はその記載内容を入力して送信することで提出または提示を省略することができます。マイナンバーに関する本人確認書類もe-Taxで送信すれば提示または写しの提出は不要です。
- スマホ申告の対象が拡大しました!  
2年1月から、2カ所以上の給与所得がある人、副業・年金収入等の雑所得や一時所得のある人もスマートフォン申告をご利用になれます。※詳細は国税庁ホームページをご確認ください。

問い合わせ

■ 確定申告書等作成コーナーの操作方法など⇒作成コーナーヘルプデスク(0570-01-5901)



▲国税庁ホームページ確定申告書等作成コーナー

■ 申告に関する一般的なご質問や必要書類の確認など⇒確定申告コールセンター(078-576-5131) ※自動音声に従って「0」を選択してください。

## ■ 作成済みの確定申告書は市役所でも提出できます

作成済みの確定申告書に限り、下記の期間中に受付窓口にお持ちいただければ、兵庫税務署へ受け渡します。なお、確定申告書の作成、内容確認などのご相談については対応できませんのでご注意ください。

日程	受付時間	会場
2月3日(月)～3月13日(金) ※土・日曜、祝日除く	9時～17時	市役所本庁舎2階 201 会議室 ※確定申告会場(郷の音ホール)とは受付期間などが異なります。

### 【注意事項】

- ①作成済みの確定申告書と添付資料をお持ちください。
- ②市役所での受付では、税務署の受付印を押印できません。
- ③申告書控に税務署受付印が必要な場合は、確定申告会場(郷の音ホール)でご提出いただくか、切手を貼った返信用封筒を同封して、兵庫税務署に郵送してください。
- ④税務署からの申告書控の返送が遅くても差し支えがない人は、切手を貼った返信用封筒を添えて市役所にご提出いただけます。

問い合わせ・申告書送付先	確定申告・国税(所得税・贈与税・消費税など)
	〒652-0802 神戸市兵庫区水木通 2-1-4 <b>兵庫税務署(078-576-5131)</b>

※確定申告書は郵送、e-Tax(電子申告)、税務署の「時間外収受箱」に投函可

## ■ 市外の申告書作成会場

日程	相談受付時間	会場
2月17日(月)～3月16日(月) ※土・日曜、祝日除く	9時～16時	神戸市管工事会館6階 (神戸市兵庫区下沢通3-4-25) 神戸電鉄「湊川駅」から西へ徒歩約5分

## ■ 休日の申告書作成会場(2日間のみ)

日程	相談受付時間	会場
2月24日(月・振休) 3月1日(日)	9時～16時	新長田合同庁舎 (神戸市長田区二葉町5-1-32) 神戸市営地下鉄「駒ヶ林駅」から徒歩約2分

※各会場に駐車場はありません

※兵庫税務署内には、申告書作成会場を開設していません

## ■ 確定申告が必要な人

### ◇給与所得者

- ①給与収入が2千万円を超える人
  - ②2カ所以上から給与収入がある人で、主たる給与の支払者以外からの給与収入金額と給与所得および退職所得以外の所得金額との合計金額が20万円を超える人
  - ③給与、退職以外の農業・不動産などの所得が20万円を超える人
- ※②または③で20万円以下の場合は市県民税の申告が必要です。また、「マイホームを住宅ローンなどで取得した場合」「多額の医療費を支払った場合」「災害や盗難にあった場合」「年の途中で退職し、再就職しておらず、年末調整していない場合」などは、確定申告をすれば所得税が還付されることがあります。

### ◇事業所得者

事業所得の申告は、全て収支計算による申告となっています。収入や経費を整理・記帳したうえで会場へお越しください。

### ◇年金所得者は確定申告が不要になる場合があります

公的年金等の収入金額(2カ所以上ある場合は、その合計額)が400万円以下でかつ公的年金等以外の所得金額が、20万円以下の人は所得税の確定申告書の提出は不要です。※所得税の還付を受ける場合や、株式等の損失を翌年に繰り越すための申告書は提出することができます。

【注意事項】遺族年金や障害年金は、非課税のため申告は不要です。

## ■ 確定申告に必要な書類の例

- ◆給与や年金などの収入のある人：源泉徴収票(※添付は不要)
- ◆事業所得、不動産所得、農業所得がある場合＝青色申告決算書、収支内訳書、農業所得明細書など
- ◆上記以外の所得がある場合＝所得金額の分かる書類
- ◆各種の控除を受ける場合
  - ①医療費控除：医療費控除の明細書
  - ②社会保険料控除：支払額がわかる書類(国民年金保険料は控除証明書が必要)
  - ③小規模企業共済等掛金控除：支払った掛金の証明書
  - ④生命・地震保険料控除：支払額などの証明書
  - ⑤勤労学生控除：在学を証明する書類(学生証の写し等)
  - ⑥障害者控除：障害者手帳等
  - ⑦住宅借入金等特別控除：家屋の登記事項証明書、売買契約書・請負契約書の写し、ローンの年末残高証明書等
  - ⑧寄附金税額控除：寄附先からの寄附金の受領書、寄附金控除の対象法人等である証明書

### 【注意事項】

- ①認印をご持参ください。
- ②平成28年分以降の申告書や申請書等を提出する際は、個人番号の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
- ③平成29年分確定申告から、医療費の領収書等に代えて「医療費控除の明細書」が必要です。※28年分以前は、従来どおり領収書の添付が必要
- ④所得税の還付申告の場合は申告者の口座番号が必要です。
- ⑤昨年、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」または申告会場のパソコンを利用して申告した人には、確定申告用紙等に代えて、「確定申告のお知らせはがき」または「お知らせ通知書」が税務署から送付されます。申告会場へ上記はがきや昨年控え等もご持参ください。

(広告)

日本FP協会 兵庫FPフォーラム2020 講演会・個別相談会 **参加無料** ※要事前予約

ファイナンシャル・プランナーに聞く! **豊かな老後を迎えるために今やるべきことは?**

日時 2020年2月16日(日) 講演会 13:30～16:15 相談会 11:00～15:50

場所 三田市まちづくり協働センター(キッピーモール6F)

申込方法 ホームページ・お電話にてお申込みください。TEL:(078)334-7750(平日10:00～16:00)

https://www.jafp.or.jp/shibu/hyogo/ **FP兵庫** **検索**

主催 NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会 兵庫支部 (後援) 兵庫県、三田市、兵庫県金融広報委員会、神戸新聞社

(広告)

あなたの「かかりつけ薬局」に **三田市民病院・兵庫中央病院・済生会病院**

個人医院の処方箋はもちろん、難病・慢性疾患など遠方の広域病院も

相談薬局 **八木薬局**

処方せん受付  
ジェネリック医薬品  
煎じ薬の調剤  
一包化

漢方薬・薬草  
症状に合わせて相談承ります。  
【煎じ薬・エキス剤】  
漢方相談は火・木・土の午後3時～(要電話予約)

医薬品・健康食品  
キヨロロピン 革命我神散  
バイオリック 牛黄清心元  
各種健康食品

079-562-2180 処方せんFax 0120-588-505 三田市中町6-2 JR三田駅徒歩3分 http://www.e-classa.net/yagi1957/ 月～土曜：8:00～20:00 日曜：10:00～18:00